

神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金事業(以下「基金事業」という。)の効率性・透明性の確保及び専門的な見地から助言・提言を行うため、「再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項について評価を行い、意見を述べるものとする。

- (1) 基金事業の計画
- (2) 基金事業の実績
- (3) 前2号に掲げるもののほか、評価委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 評価委員会は、学識経験者及び専門知識を有する者等のうちから、選定した委員若干名をもって構成する。

2 委員の任期は、就任の日が属する年度を含め3年間とし、再任はこれを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 評価委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会は会長が招集し、その議長となる。

2 評価委員会は、委員総数の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、神奈川県産業労働局エネルギー部地域エネルギー課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。